

低圧工事申込について(発電側)

2023年 11月

四国電力送配電株式会社
託送サービスセンター



1. 低圧発電について
 - ・工事申込にあたっての基礎知識
 - ・新設工事
 - ・増設工事
 - ・廃止
2. 申込の流れ
3. 書類申込方法
 - ・電気工事店さまの手続き
 - ・小売電気事業者さまの手続き
4. お願い事項
5. よくあるご質問

◆ 発電量調整供給とは

発電契約者さまが小売電気事業等のために発電した電気を弊社が受電し、弊社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、当該発電契約者さまに、当該発電契約者さまがあらかじめ弊社に申し出た量の電気を供給すること。

なお、申込にあたっては、**発電契約者さまから「発電量調整供給兼基本契約申込書」**（以下、**発調申込書**という。）のご提出が必要となります。

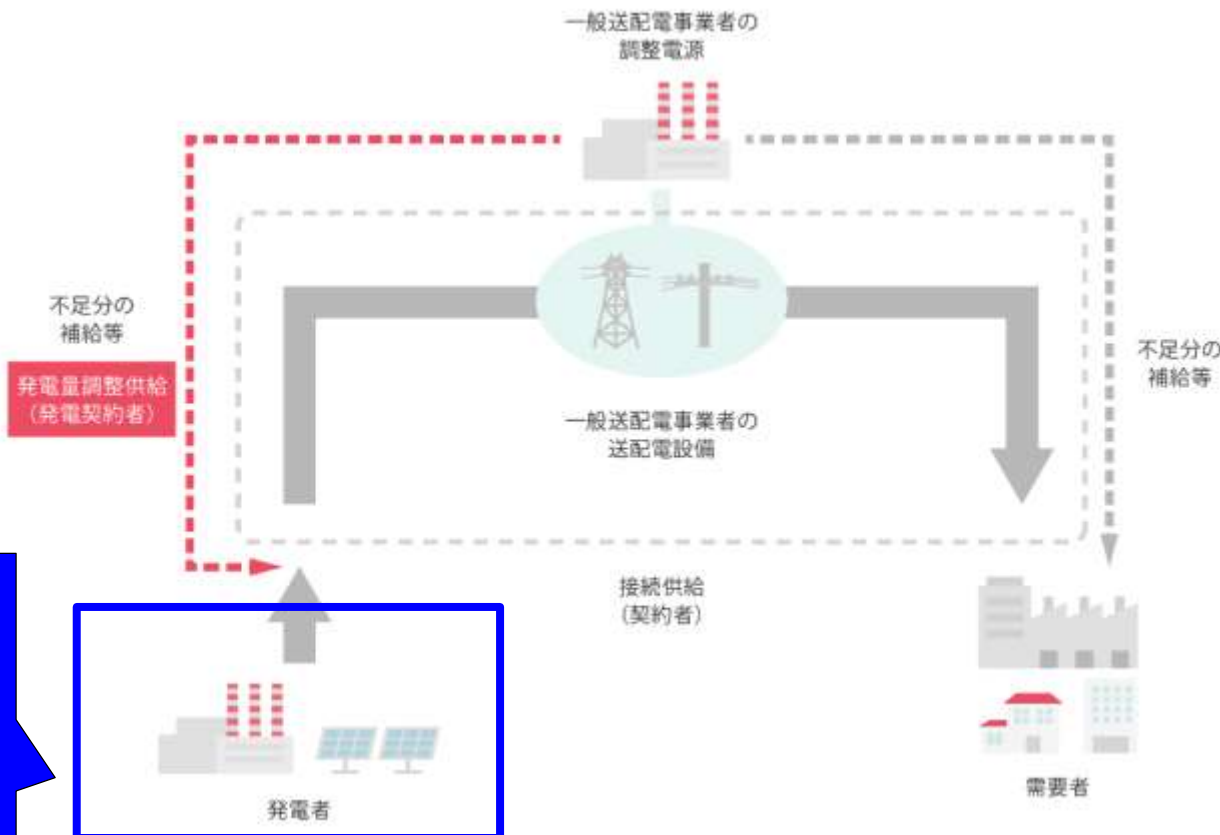
発電契約者さまから
「**発調申込書**」
により申込が必要。

（初回申込み場合は、弊社と基本契約の締結手続きが必要）

【今回の説明会】

工事申込を行う際の手続き方法

- ・新設工事
- ・増設工事
- ・廃止



◆低圧工事申込の際に発調申込書のご提出が必要なもの

種別		提出要否		受付個所
		電気工事店さま (連系申込書)	発電契約者さま (発調申込書)	四国電力送配電
逆潮流 あり	F I T送配電買取	要	不要	各支社
	F I T小売買取	要	要	託送S C
	F I P	要	要	//
	特定卸供給 (※1)	要	要	//
	非 (卒) F I T	要	要	//
逆潮流なし		要	不要	各支社 (※2)

※1：再生可能エネルギー電気特定卸供給

※2：逆潮流の有無が不明の場合は受付前に託送S Cにて確認を実施 (F I T小売買取、非 (卒) F I T)

(参考) 再生可能エネルギー電気特定卸供給とは

送配電事業者が購入した再生可能エネルギー電気を小売電気事業者さま等の契約者に対して、卸電力取引市場を介さずに直接卸供給することをいいます。



【お願い】

発調申込書が提出されない限りは受付が行えないため、電気工事店さまと協議のうえ、早めのご提出をよろしくお願ひします。

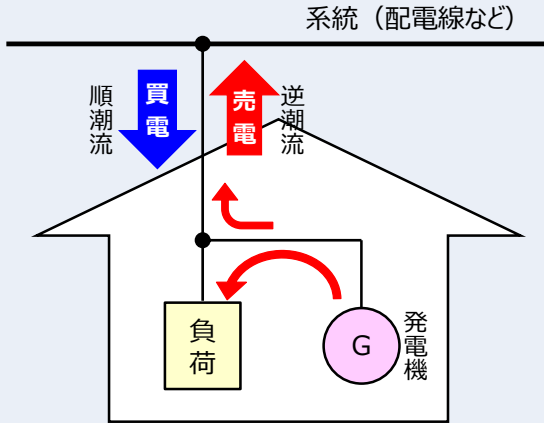
◆ 低圧工事申込の際に発調申込書のご提出が必要なもの (つづき)

逆潮流あり [発調申込書が必要]

余剰配線

自宅で発電した電気を自家消費し、余った電気を系統へ流して売電する

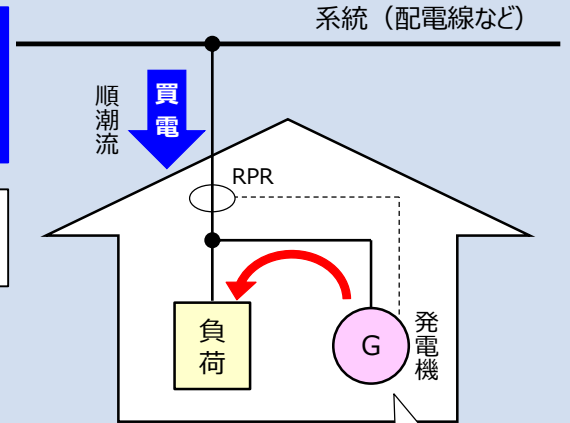
【2契約】 1需要場所
 ・需要(L)
 ・発電(G)



逆潮流なし [発調申込書は不要]

自宅で発電した電気はすべて自宅で自家消費する

【1契約】 1需要場所
 ・需要(L)



RPR(逆電力継電器)
 逆潮流が発生した場合に発電機を停止されるリレーのこと。

「逆潮流なし」の場合は、RPRもしくはRPRと同等の機能を有した装置の設置が必要となります。

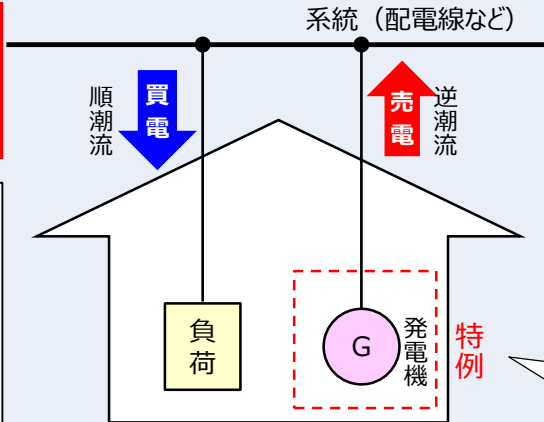
(例)負荷追従制御機能:実際の電力消費傾向を基準に発電量をコントロール

逆潮流が発生すると自動的に発電機が停止する

全量配線

自宅で発電した電気はすべて系統へ流して売電する

【3契約】 2需要場所
 1. 負荷
 ・需要(L)
 2. 発電機(特例)
 ・需要(L)
 ・負荷(G)



特例設備を新たに設置する場合で、契約者または発電契約者さまが個別の需給契約の締結を希望され、かつ、必要な条件を満たす場合は、特例設備が設置された区域または部分を『特例区域等』とし、1 需要場所として取扱う

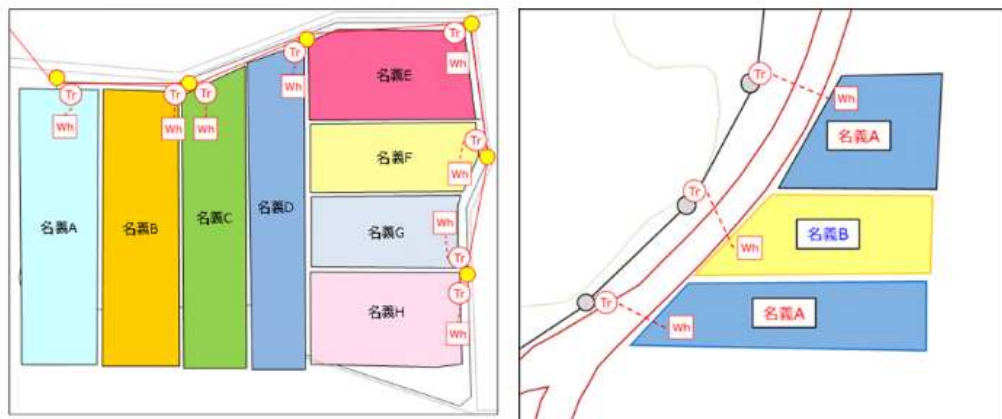
◆発電設備の敷地分割について

2022年4月1日施行の電気事業法施行規則の改正により、事実上、同一の事業地における大規模な発電設備を意図的に小規模な発電設備に分割するような「分割案件」は、一般送配電事業者による接続検討や技術検討の際に厳正に審査され、該当する場合には、連系承諾に至らない場合が発生します。

分割案件とはどのようなものか。

- 実質的に同一の申請者(※)から、同時期又は近接した時期に複数の発電設備の申請があること
 ※同種の発電設備の設置場所と隣接又は近接する場合であって、発電事業者もしくは登記簿上の地権者が同一である場合
- 当該複数の申請に係る土地が相互に近接するなど、実質的に一つの場所と認められること

◆分割された発電設備の設備形態例



【お願い】

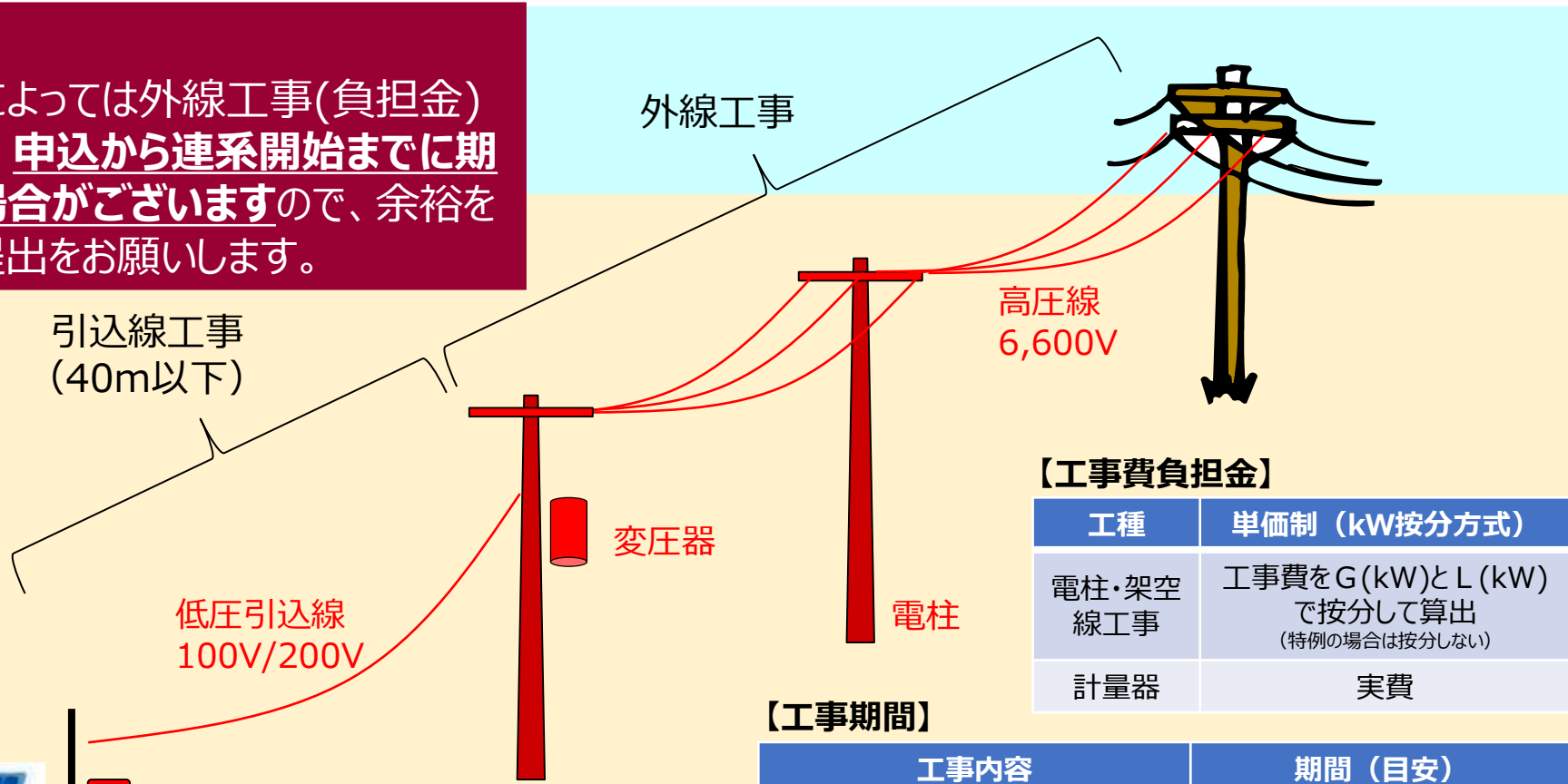
状況確認のために、弊社から登記に関する証明書等の提出を求めますので、その際にご協力をよろしくお願ひします。

(資源エネルギー庁HP「発電設備の分割対策に関するQ&A」による)

◆新設工事のイメージ

【お願い】

申込内容によっては外線工事(負担金)が必要となり、**申込から連系開始までに期間を要する場合がございます**ので、余裕を持った申込提出をお願いします。



【工事費負担金】

工種	単価制 (kW按分方式)
電柱・架空線工事	工事費をG(kW)とL(kW)で按分して算出 (特例の場合は按分しない)
計量器	実費

【工事期間】

工事内容		期間 (目安)
引込線工事以下		2週間程度
外線工事	変圧器以下	1カ月程度
	その他	1～3ヶ月程度

上記は、あくまで“目安”であり、申込書類の不備や工事費入金・竣工報告の遅れ、工事規模・資材調達・行政への許認可・用地交渉・停電交渉等その他特殊事情により、記載の期間より日数を要する場合があります



発電者さま

G : 発電(kW)

L : 負荷(kW)

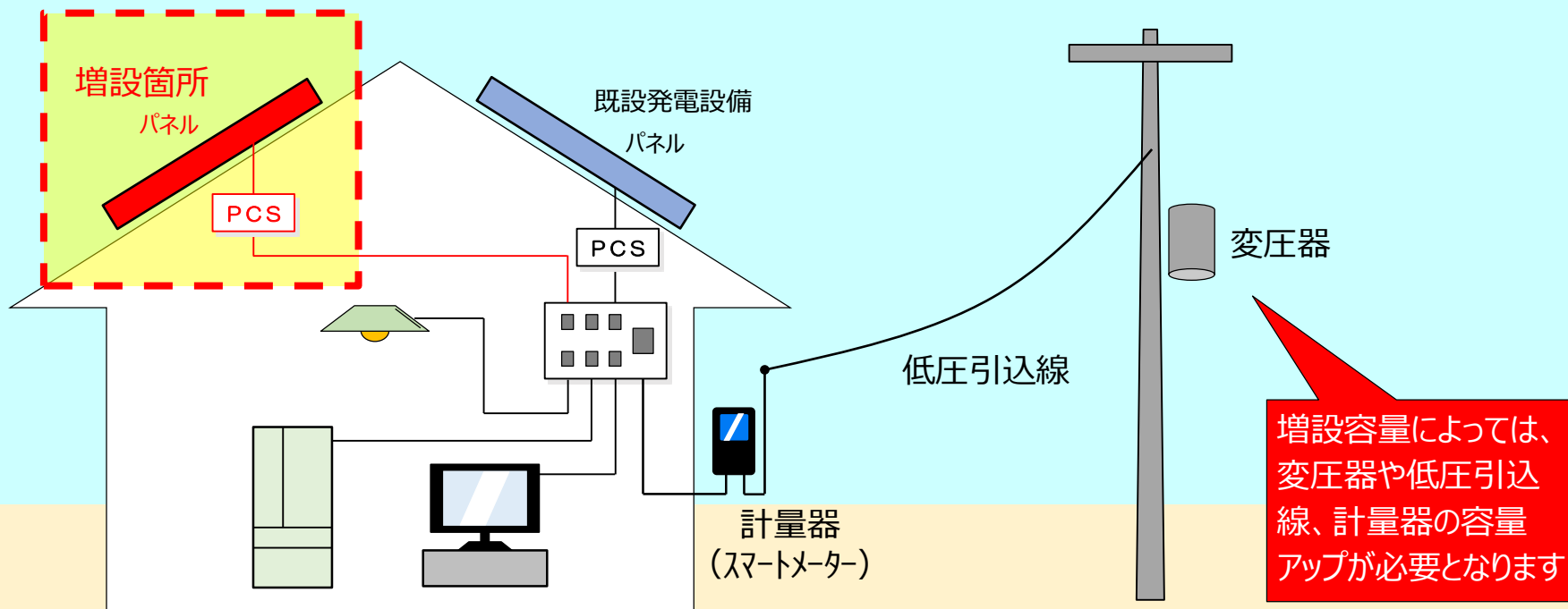


計量器
(スマートメーター)

◆増減設工事のイメージ

【お願い】

- ・パソコン等発電設備が増設もしくは減設する場合にお申込ください。
- ・既設および増減設する設備をすべて申込書に記載ください。



◆ 廃止の手続きは状況に応じて異なります

① 発電設備の廃止（設備撤去はしない）

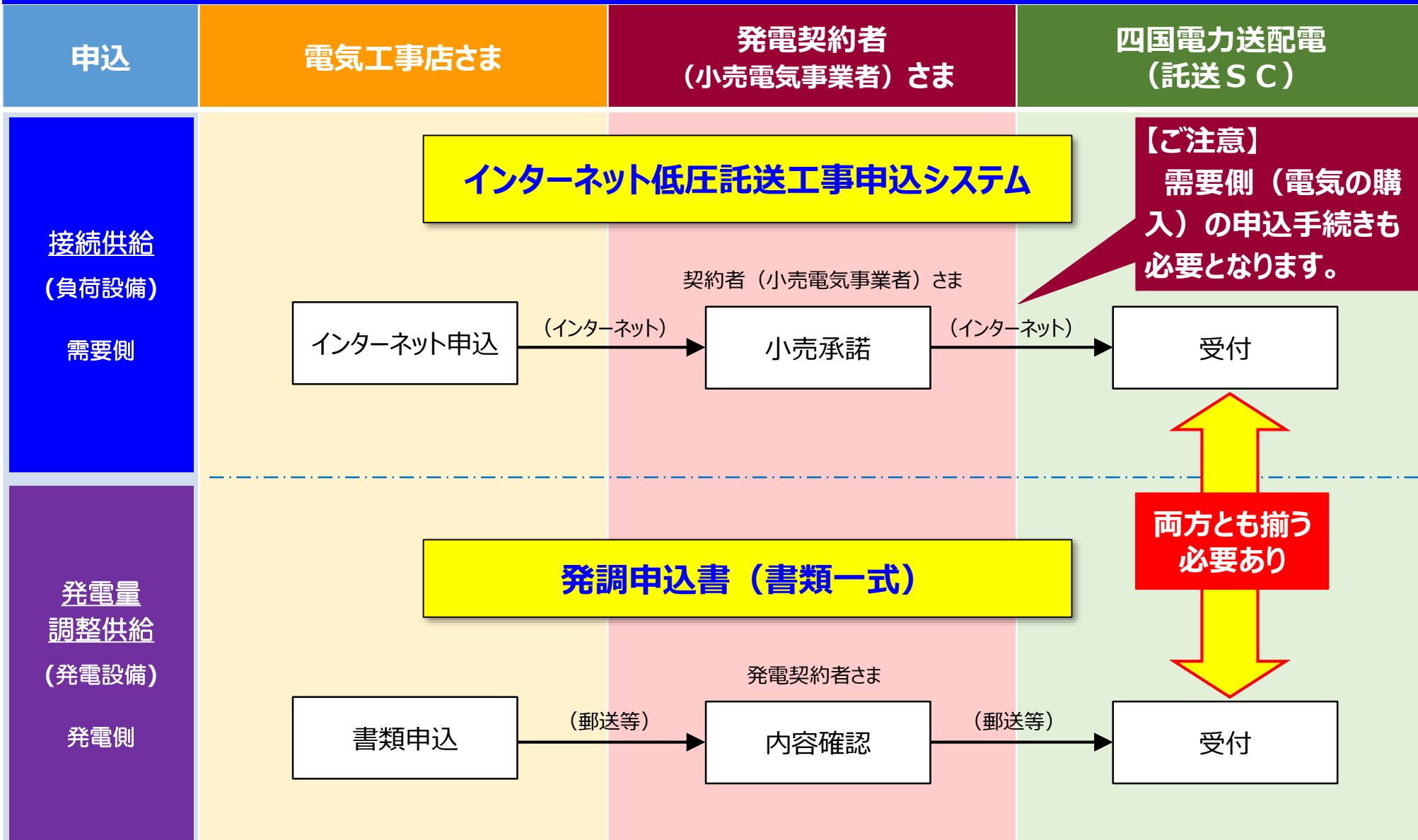
G：発電、L：需要

種別	区分	Gのみ廃止	L・Gともに廃止
卒FIT	L側	－	SW支援システム
	G側	SW支援システム	〃
非FIT	L側	－	SW支援システム
	G側	発調申込書（廃止）	発調申込書（廃止）
FIT (小売買取)	L側	－	SW支援システム
	G側	発調申込書（廃止）	発調申込書（廃止）

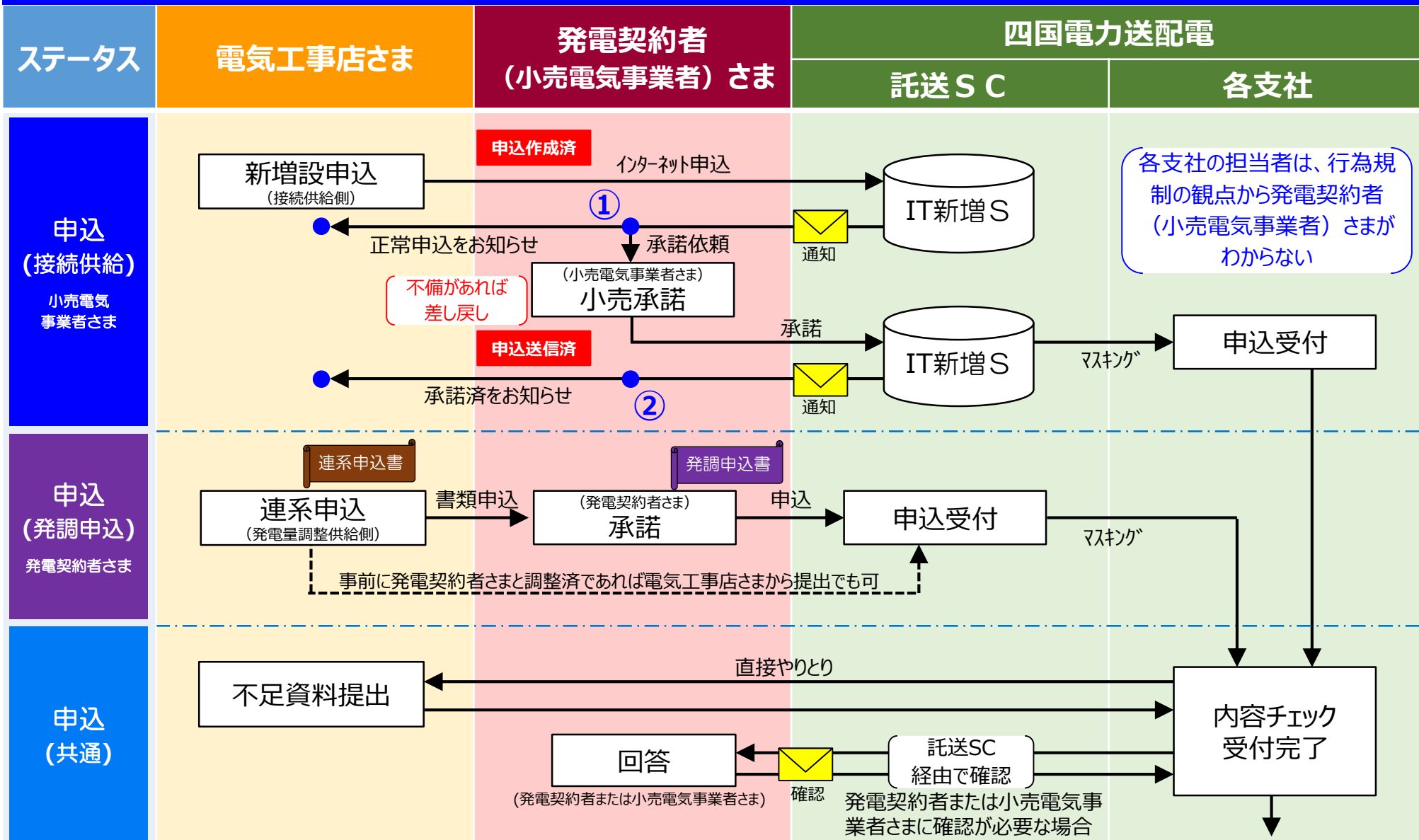
② 発電設備の撤去

種別	区分	Gのみ撤去	L・Gともに撤去
卒FIT	L側	インターネット新增設受付システム（一廃）	SW支援システム
	G側	連系申込書（廃止）、 発調申込書（廃止）（SW支援システムでも可）	連系申込書（廃止）、 発調申込書（廃止）（SW支援システムでも可）
非FIT	L側	インターネット新增設受付システム（一廃）	SW支援システム
	G側	連系申込書（廃止）、発調申込書（廃止）	連系申込書（廃止）、発調申込書（廃止）
FIT (小売買取)	L側	インターネット新增設受付システム（一廃）	SW支援システム
	G側	連系申込書（廃止）、発調申込書（廃止）	連系申込書（廃止）、発調申込書（廃止）

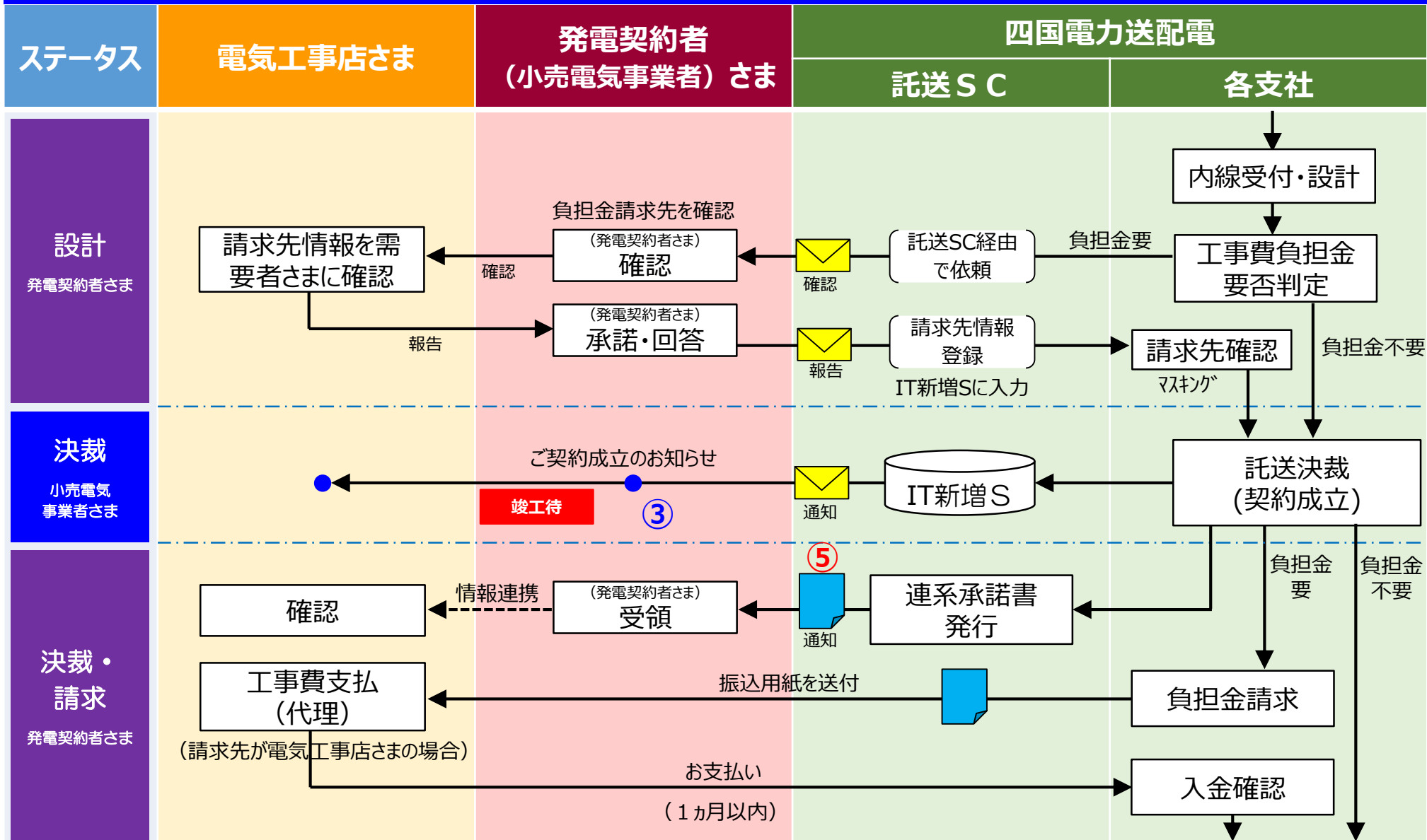
◆低圧非（卒）FIT等の申込方法（FIT送配電買取は除く）



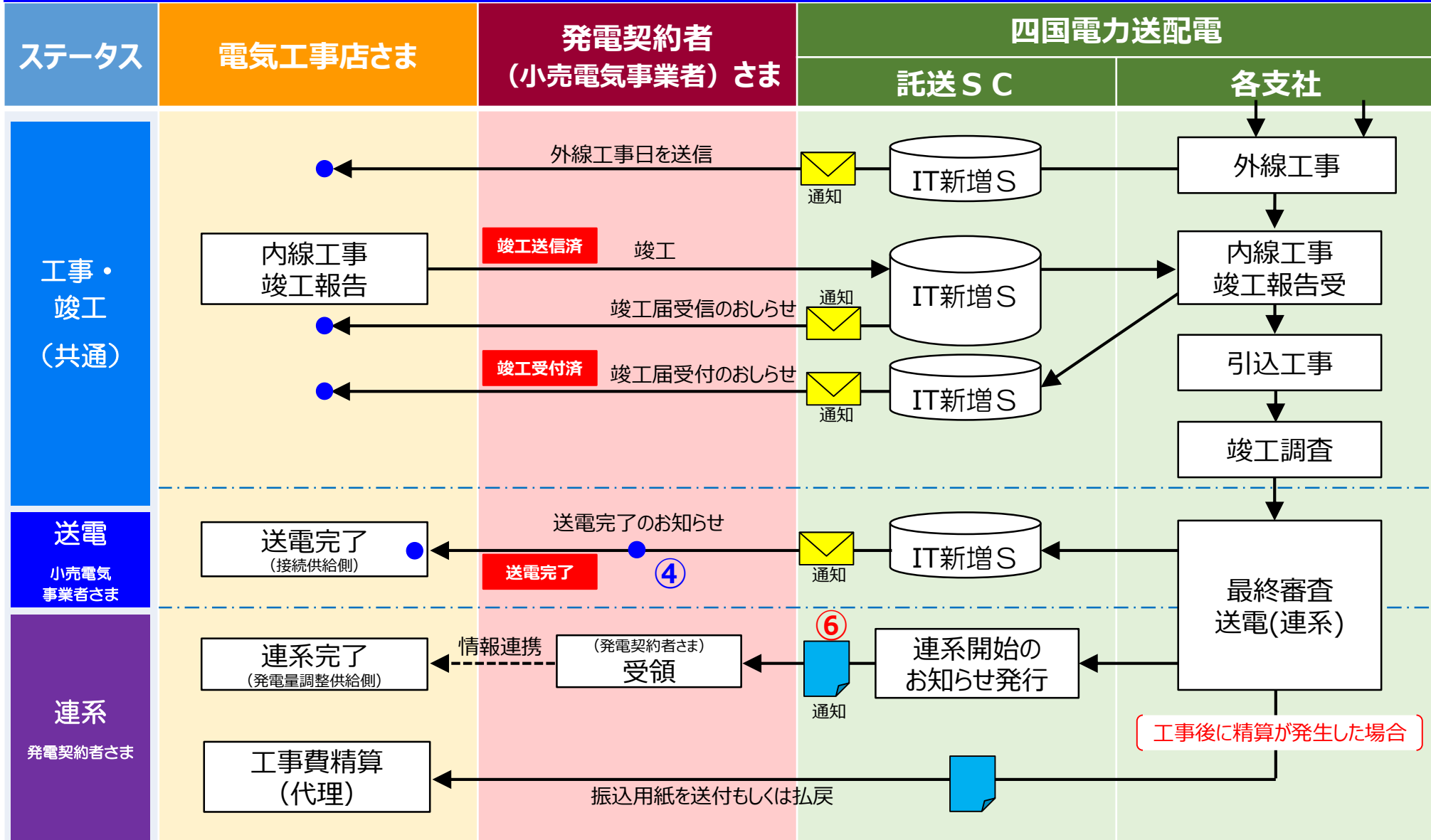
◆低圧非（卒）FIT等の工事申込受付フロー（FIT送配電買取は除く）



◆低圧非（卒）FIT等の工事申込受付フロー（FIT送配電買取は除く）



◆低圧非（卒）FIT等の工事申込受付フロー（FIT送配電買取は除く）



◆ 発電量調整供給（発電設備）の申込（書類申込） 必要提出書類 [1 / 2]

No	提出書類	パソコン	
		J E T 認証品	非認証品
○小売電気事業者			
1	発電量調整供給兼基本契約申込書 [原本] 〔 押印要 小売電気事業者 〕	○	○
2	「ノンファーム型接続」を踏まえた電力受給契約申込について【同意書】（10kW以上） [原本]（※1） （四国全エリア）	○	○
3	支払依頼書（※2） （工事負担金要の場合）	○	○
○発電事業者（電気事業者が手続き代行）・小売電気事業者 共通（※3）			
4	低圧申込書（インターネット新增設受付システムで申請）	○	○
5	[様式1]発電設備の送電系統への連系申込みに ついて（低圧） [原本] 〔 押印要 発電事業者 〕	○	○
6	[様式2]発電設備等の概要	○	○
7	[様式3]主要設備仕様・発電設備仕様	/	/
8	[様式3]保護継電器等（4.保護リレー等）	/	/
9	[様式4]負荷設備および受電設備	/	/
10	[様式5-1]主発電機系ブロック図	/	/
11	[様式5-2]発電機制御系ブロック図	/	/
12	[様式5-3]設備運用方法－発電機運転パターン－	/	/

弊社ホームページ
にも掲載

発電契約者さま
作成(準備)分

電気工事店さま
作成(準備)分

◆ 発電量調整供給（発電設備）の申込（書類申込） 必要提出書類 [2 / 2]

No	提出書類	パワコン	
		J E T 認証品	非認証品
13	[様式5-4]単線結線図 (別紙でも可)	○	○
14	[様式5-5]発電配置関連ー主要設備レイアウト図ー (〃)	○	○
15	[様式5-6]発電配置関連ー敷地平面図ー (〃)	○	○
16	[様式5-7]発電場所周辺地図 (〃)	○	○
17	[様式5-8]工事工程表	/	/
18	出力制御機能付PCS仕様確認依頼書 (10kW以上)	○	○
19	発電設備(モジュール等)仕様書 (写し)	○	○
20	逆変換装置(パワコン)仕様書・技術説明書 (〃)	○	○
21	J E T 認証品登録証明書 (小型分散型発電システム用系統連系装置認証証明書)	○	/
22	パワコン代表機・実機試験成績書 (〃)	/	○
23	ブレーカー仕様書 (※4) (〃)	○	○

電気工事店さま
作成(準備)分

【お願い】

上記の提出資料一覧表は弊社ホームページに掲載しておりますので、もし電気工事店さまから必要書類についての問い合わせがあった場合は、四国電力送配電ホームページを確認するようご案内ください。

◆ 連系申込書 (発電設備の送電系統への連系申込みについて) の作成方法 [様式2]

様式2
●●●年●●月●●日

記入例

発電設備等の概要

発電設備等設置者名 (種) 西田 一郎

1. 希望時期

(1) アクセス設備 ^{※3} の運用開始希望日	2028年 6月 19日
(2) 発電設備等の連系開始希望日 (試運転) ^{※4}	2028年 6月 20日
(3) 発電設備等の連系開始希望日 (営業運転)	2028年 7月 10日
(4) 発電設備整備供給又は振替供給の終了希望日 [発電量調整供給又は振替供給の希望契約期間]	年 月 日 (希望なし) [年 月 年 月]

※3: アクセス設備; 発電場所と送電系統を接続する設備 ※4: 連系開始前の試運転など、送電系統への送電電力を初めて発生させる希望日を記載

2. 希望受電電圧・予備電線路希望の有無

(1) 希望受電電圧 ^{※5}	0.2 kV
(2) 予備電線路希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
希望する予備送電サービス	<input type="checkbox"/> A (予備線) <input type="checkbox"/> B (予備電源) (kV)
予備送電サービス契約電力	kW

※5: 接続検討の結果、希望受電電圧以外となる場合もございます。

3. 電源種別

<input checked="" type="checkbox"/> 火力 (LHG: Conv)	<input type="checkbox"/> 火力 (LHG: CC(L,100℃級))	<input type="checkbox"/> 火力 (LHG: ACC(L,300℃級))	<input type="checkbox"/> 火力 (LHG: MACC(L,500℃級))
<input type="checkbox"/> 火力 (石炭)	<input type="checkbox"/> 火力 (石油)	<input type="checkbox"/> 一般水力 ^{※6}	<input type="checkbox"/> 小水力 ^{※6}
<input type="checkbox"/> 水力 (揚上)	<input type="checkbox"/> 揚水	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光	<input type="checkbox"/> 風力 (陸上)
<input type="checkbox"/> 風力 (洋上)	<input type="checkbox"/> 地熱	<input type="checkbox"/> 蓄電池	<input type="checkbox"/> その他 ()

※6: 発電機定格出力1,000kWを超えるもの。 ※7: 発電機定格出力1,000kW以下のもの。
 ※8: バイオマスに該当する産業物のみを継続するものを含みます。
 ※9: 地域資源バイオマスに該当する場合は、様式1「(B) 特記事項」にその旨記載願います。なお、その場合で燃料貯蔵や技術による安全対策等により出力制限が顕著となる見込みである場合は様式1「(B) 特記事項」にその旨記載願います。

4. 発電設備等の定格出力合計^{※10}

(1) 変更前	台	18,000 kW (℃)	kW (℃)	kW (℃)
(2) 変更後	台	20,000 kW (℃)	kW (℃)	kW (℃)

※10: ガスタービン等、外気温により発電出力が変化する場合には、各温度における発電出力を記載

5. 受電地点における受電電力 (送電系統への送電電力)^{※11}

(1) 変更前	最大 ^{※12}	8,000 kW (℃)	kW (℃)	kW (℃)
	最小	0 kW (℃)	kW (℃)	kW (℃)
(2) 変更後	最大	8,000 kW (℃)	kW (℃)	kW (℃)
	最小	0 kW (℃)	kW (℃)	kW (℃)

※11: ガスタービン等、外気温により発電出力が変化する場合には、各温度における受電電力を記載
 ※12: 連系地点において、受電電力がない (連系地点からの需要供給のみ) の場合は、0を記載

6. 自家消費電力 (発電に必要な所内電力を含む)

最大	10,000 kW (力率 %)
最小 ^{※13}	0.003 kW (力率 %)

※13: 発電の有無に拘わらず必要となる負荷設備の容量を記載

7. サイバーセキュリティ対策

【留意事項】 系統連系に際して、サイバーセキュリティ対策の実施、セキュリティ管理責任者を通知いただく必要があるため、その確認をさせていただきます。

対策	<input checked="" type="checkbox"/> 系統連系技術要件に基づいた以下のサイバーセキュリティ対策を実施します。 ・発電事業の用に供さない場合は、以下の対策を講ずること。 ・発電事業の用に供する場合は、電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠すること。 1: 外部ネットワークや他ネットワークを通じて発電設備の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策 2: 発電設備の制御に係るシステムへのマルウェアの侵入防止対策
セキュリティ管理責任者	<input checked="" type="checkbox"/> 様式1「(7) 連絡先【連絡先】」の記載と同じ <input type="checkbox"/> 様式1「(7) 連絡先【技術的事項に関する連絡先】」の記載と同じ <input type="checkbox"/> その他 氏名

・記載内容については、仕様書等により確認させていただく場合があります。
(検討に必要な項目に記載が無い場合は、別途確認させていただきます。)

・アクセス設備の運用開始希望日は、発電に限らず、電力系統に接続し、アクセス設備を使用可能とする希望日をご記入ください。(発電所の所内電力受電時期等)
 ・試運転で系統連系する予定時期をご記入ください。(発電機の連系開始までには技術要件が整うことが必要です。)
 ・託送供給開始(営業運転開始)の予定時期をご記入ください。

・ご希望の受電電圧(低圧連系の場合:0.1もしくは0.2kV)を記載してください。

・予備電線路希望の有無は特高・高圧連系が対象となります。低圧連系の場合は「無」となります。

・設置される(既設含む)電源種別にすべて✓を入れてください。

・発電機の定格出力合計を記載してください。
(太陽光発電設備の場合、逆変換装置とパネル容量の小さい方を記載してください。)
 ・外気温により発電出力が変化する場合は、各温度における最大出力を記載してください。
(不明の場合は、定格出力を記載してください。)

・受電地点における最大電力を記載してください。
(「様式5-3. 売電の最大値」と合致する必要があります。)

・受電地点における最小電力を記載してください。
(添付 様式5の3により確認できる場合は、記載不要です。)

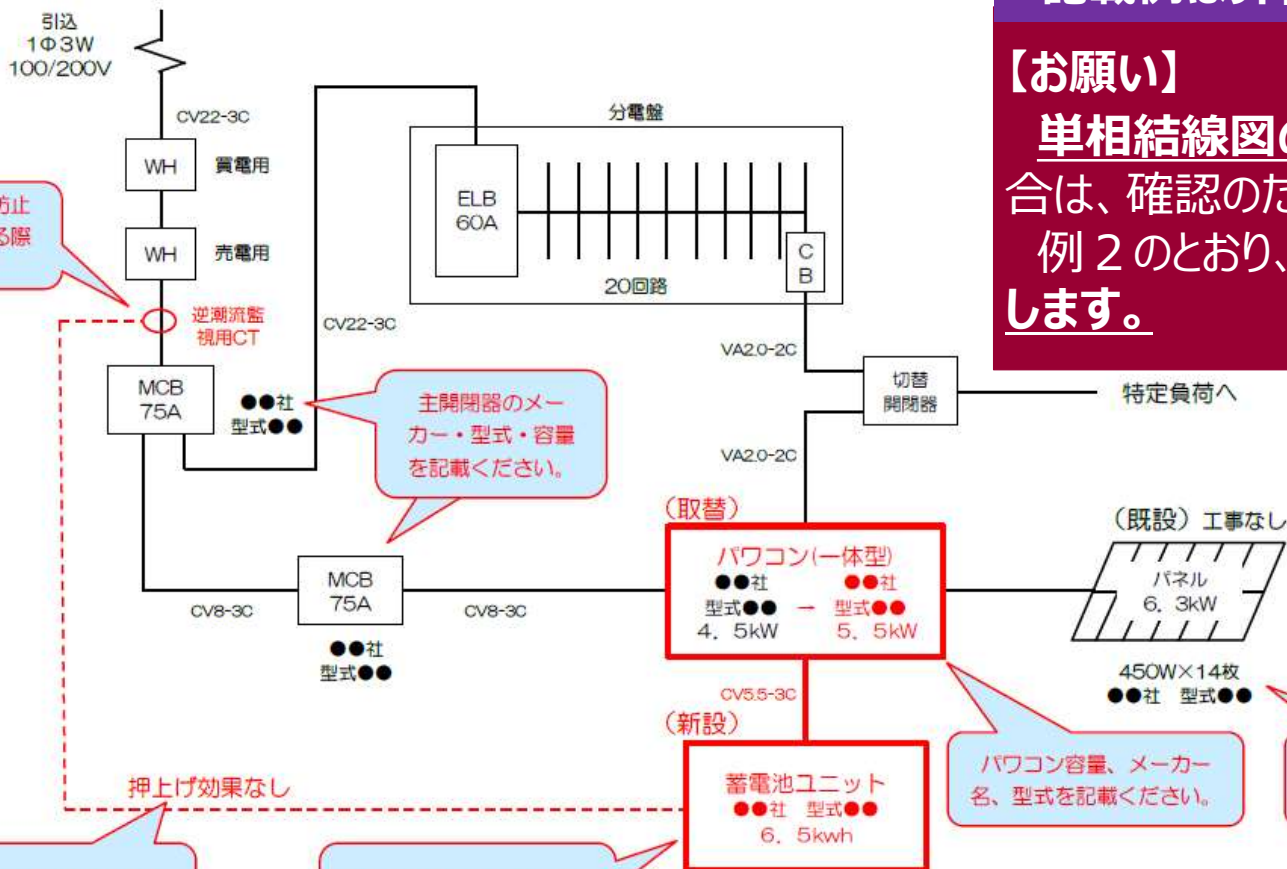
・発電した電力のうち、自家消費する電力(所内電力含む)の最大値と負荷力率を記載してください。
(不明の場合は、「0kW」と記載してください。)

・発電した電力のうち、自家消費する電力(所内電力含む)の最小値と負荷力率を記載してください。
(不明の場合は、「0kW」と記載してください。)

・国の審議会(第25回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策委員会2020年6月11日開催)において、サイバーリスク増加に伴い、発電設備が具備すべきサイバーセキュリティ対策に関する要件の整理がなされたことを踏まえ、2020年10月1日からサイバーセキュリティ対策の記載が必要となっております。
 □欄にチェック「✓」を記載ください。

◆連系申込書の作成方法 [単線結線図 (例2)]

(例2) 【増設】蓄電池一体型パワコンへ取替 (5.5kW) のケース



蓄電池の逆潮流防止用CTを設置する際に記載要。

逆潮流監視用CT

主開閉器のメーカー・型式・容量を記載ください。

押し上げ効果の有無を記載ください。

押し上げ効果なし

蓄電池容量、メーカー名、型式を記載ください。

(取替)
パワコン(一体型)
 ●●社 型式●● ●●社 型式●●
 4.5kW - 5.5kW

(新設)
蓄電池ユニット
 ●●社 型式●●
 6.5kwh

記載例は弊社ホームページに掲載
【お願い】
単相結線図の記載漏れがあった場合は、確認のため手続きが滞ります。
例2のとおり、漏れなく記載をお願いします。

パワコン容量、メーカー名、型式を記載ください。

パネル容量および枚数を記載ください。

(既設) 工事なし
 パネル
 6.3kW
 450W×14枚
 ●●社 型式●●

◆ 発電量調整供給兼基本契約申込書（発調申込書）の作成方法 [おもて]

様式PP2-20220401
〇〇年〇〇月〇〇日

四国電力送配電株式会社 御中

発電量調整供給兼基本契約申込書

発電量調整供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。
なお、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 発電契約者等

発電契約者名	名称	: 〇〇株式会社
	役職	: 代表取締役
	氏名	: 〇〇 〇〇
	住所	: 〒△△△-△△△△ 〇〇県〇〇市〇-〇-〇
連絡者名 <small>(事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください)</small>	所属	: 〇〇部
	氏名	: △△ △△
	住所	: 〒△△△-△△△△ 〇〇県〇〇市〇-〇-〇
	電話・FAX	: 04-1234-5678
E-mail		: *****@〇〇〇.co.jp

2. 申込内容

発電量調整供給の開始希望日	別紙のとおり	
申込内容	受電地点ごとの事項	
地点の追加	受電地点	申込件数
契約受電電力の変更		1 件
地点の削除		← 件
契約廃止		← 件
設備撤去		← 件
契約受電電力の変更を伴わない設備変更		← 件
その他の変更 (名義変更 ←)		← 件
特記事項		← 件

取り壊し等により設備を撤去する場合は、設備撤去に記載下さい。

別紙のとおり

申込内容の件数を記載下さい。

契約者住所と異なる住所に請求書等の送付を希望される場合はこちらに記載下さい

名義変更や住所変更等を行う際に記載下さい。

本申込書を受領する一般送配電事業者又は配電事業者は、発電量調整供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

様式および記入方法は弊社ホームページに掲載

【掲載先:URL】

https://www.yonden.co.jp/nw/consignment_service/flow/index.html

【お願い事項】

- ・押印版（原本）のご提出が必要となります。
- ・特記事項に「事業者コード」と「系統コード」を記載ください（別紙に記載でも可、「BGコード」は別紙に記載欄があります）
- ・申込内容が変更となった場合は再提出をお願いします。
- ・受付後に申込取下げとなった場合もご提出ください。
- ・地点の削除（廃止）を行う場合もご提出が必要となります。
- ・発電契約者名が変更となる場合は、それぞれの発電契約者さまから、取下げおよび新規の発調申込書のご提出が必要です。
- ・「連系承諾書」および「連系開始のおしらせ」は、連絡者名欄に記載いただいた住所へ送付いたします。（電気工事店でも可）
- ・四国管内で初めて地点追加の申込をご提出される場合は、当社と基本契約が必要となるため、その手続きに2ヶ月程度いただく必要があります。工事申込の受付は、原則、基本契約を締結以降となりますので、早めの発調申込書のご提出をお願いします。

◆ 発電量調整供給兼基本契約申込書 (発調申込書) の作成方法 [別紙]

発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電場所の概要】

(カタカナ) ※全角		マルマスカブシキカイシャ サンカクビル	
発電者の名称 (発電所名)	〇〇株式会社 △△ビル		
受電地点特定番号+平角22桁	1234567891234567891234 ①		
発電場所住所	〒 123-4567 ② 〇〇県〇〇市〇-〇-〇		
受電地点 (財産責任分界点)	<small>発電者の施設した第1号柱上の●●電力の架空引込線と発電者の閉閉器電源側接続点 ※受電地点が未定又は変更がなければ「別途協議」、「従来と変更なし」とご記入ください</small>		
申込内容	(選択して下さい) ③		
発電量調整供給開始希望日	〇〇年〇〇月〇〇日		
託送供給等約款における発電者に関する事項の遵守について承諾いただいているか	(選択して下さい) ④		
契約受電電力	受電電力	今回: 40 kW	従来: 40 kW
	受電電気方式	今回: 交流3相3線式	従来: 交流単相3線式
	受電電圧	今回: 200 V	従来: 100/200 V
	計量電圧	今回: 200 V	従来: 100/200 V
同時最大受電電力	今回: 40 kW	従来: 40 kW	
予備送電サービスA	契約電力	今回: kW	従来: kW
	受電電圧	今回: V	従来: V
	計量電圧	今回: V	従来: V
予備送電サービスB	契約電力	今回: kW	従来: kW
	受電電圧	今回: V	従来: V
	計量電圧	今回: V	従来: V
自家消費電力 (所内電力含む)	今回: 10 kW	従来: 10 kW	
発電設備容量 (合計)	今回: 50 kW	従来: 50 kW	
パルス受給の要否	否 ⑥		
発電者窓口連絡先	会社・所属	所属: 〇〇部	氏名: 〇〇 〇〇
	氏名	〇〇 〇〇	電話番号 03-5678-1234
主任技術者名連絡先	会社・所属	〇〇電気管理事務所 所属: △△部	
	氏名	△△ △△	電話番号 04-1234-5678
発電BGコード	12345 ⑦	発電種類	(選択して下さい) ⑧
固定価格買取制度の利用有無	(選択して下さい) ⑨		
本申込に関連する接続検討回答書	JK_16GHZ〇〇〇〇〇〇 ⑩		
その他特記事項	・受電地点が(複数買取or全量買取)となります。 ・自動検針方式: 携帯方式希望 ・設備認定IDを記載 ・系統コードを記載 ・地点の追加(新設)申込みにあたっては、需給側が接続供給申込み済みであることを明記下さい。 ⑪		

- ①受電地点特定番号(22桁)の記載をお願いします。(新設を除く)
- ②郵便番号は必ず記載下さい。

③ 申込内容リスト

- ・地点の追加(新設)
- ・地点の追加(既設・設備変更あり)
- ・地点の追加(既設・設備変更なし)
- ・地点の廃止(設備撤去なし)
- ・地点の廃止(設備撤去あり)
- ・契約受電電力の変更(設備変更あり)
- ・契約受電電力の変更(設備変更なし)
- ・契約受電電力の変更を伴わない設備変更
- ・その他(発電者の名義変更など)

④ 承諾書の有無について記載下さい。

- ・発電者に承諾いただいている。

⑤ 増減設工事申込み以外、記載不要でも構いません。

⑥ 契約者様が必要とする場合は「要」を選択して下さい。 要の場合「その他特記事項」欄に工事希望日等をご記載下さい。

⑦ 広域的運営推進機関が発番する発電BGコードをご記入下さい。

⑧ 発電種別リスト

- ・太陽光
- ・水力
- ・風力
- ・バイオマス
- ・火力
- ・揚水・蓄電池
- ・原子力
- ・地熱
- ・その他

⑨ 固定買取価格制度の利用有無リスト

- ・利用する 特例制度①(変動)激変緩和措置対象
- ・利用する 特例制度①(変動)激変緩和措置対象外
- ・利用する 特例制度①(非変動)激変緩和措置対象
- ・利用する 特例制度①(非変動)激変緩和措置対象外
- ・利用する 特例制度② 激変緩和措置対象
- ・利用する 特例制度② 激変緩和措置対象外
- ・利用する 特例制度を適用しない 激変緩和措置対象
- ・利用する 特例制度を適用しない 激変緩和措置対象外

⑩ 接続検討回答書等に記載している当該発電所の接続検討を実施した管理番号の記載をお願いします。

⑪ その他特記事項

- ・系統コードの記載は必ずお願いします。
- ・発電側のスイッチング申込み時、“繰上”の検針日を希望される場合はその他特記事項に補記をお願いいたします。(例:「繰上」検針日を希望します)

申込地点が多数の場合は、別途「連記式」(A3横)にご記載ください。

◆ノンファーム同意書の作成方法

発電契約者名となります
(発電者名ではありません)

年 月 日

四国電力送配電株式会社 殿

住 所 ●●県●●市●●町●●番地
会 社 名 ●●●●株式会社
代表者氏名 ●● ●● 印

「ノンファーム型接続」を踏まえた発電量調整供給契約申込について【同意書】

下記1.の発電設備について、貴社の以下連系条件（平常時において系統混雑が生じる場合に、発電出力を抑制することを前提とした下記2.発電量調整供給契約申込における「ノンファーム型接続」の参加条件）を承諾のうえ、発電量調整供給契約の申込を行います。

記

1. 発電場所住所・発電所名
発電所住所：●●県●●市●●町●●番地
発電所名：●●●●発電所

2. 発電量調整供給契約申込における「ノンファーム型接続」への参加条件

- ① 国や電力広域的運営推進機関で議論されている「ノンファーム型接続」や「送電線利用ルール見直し」の詳細制度決定前に契約することにより、事後的に契約条件、約款や運用ルール等が変更となり、不利益を生じる場合があるが、その際の不利益を受容し、貴社とのいかなる契約変更等にも応じること。
- ② 本契約を締結することで、容量市場及び需給調整市場に参加できない場合は、これを容認すること。
- ③ 系統混雑時等の無補償での出力制御（オンライン制御）を前提に、系統連系開始までに出力制御に必要な機器*を導入すること。
- ④ 出力制御機器の導入や出力制御は貴社の求めに応じること。
- ⑤ 系統混雑時の発電出力制御によるインバランス等のリスクを負うよう制度変更される場合は、これを容認すること。
- ⑥ 流通設備を停止して、保守点検や設備改修等を実施する場合は、「ノンファーム型接続」により接続された発電設備を優先的に抑制すること。
- ⑦ 多くの発電機が同時に接続することにより、事故電流が許容値を超える場合等、系統混雑時でなくとも系統から解列すること。
- ⑧ 「ノンファーム型接続」により接続した発電設備に対して、流通設備の改修等のための系統変更などにより、系統混雑に影響しない出力制御が実施される場合は、これを容認すること。
- ⑨ 上記①～⑧により被る損害および貴社より事前周知された方法に基づく系統混雑時等の出力制御に伴い当社に生じた損害について、貴社に対して一切の責任および損害賠償を求めないこと。
- ⑩ 本参加条件に反することにより、発電量調整供給契約を解除されても貴社に対して異議を申し立てないこと。
- ⑪ 「ノンファーム型接続」への参加条件について発電者の承諾を得ていること。なお、貴社が求める場合は承諾を得ていることを証明する文書を提出すること。

* 貴社出力制御指示と連動する出力制御ユニットおよび、出力制御対応パワーコンディショナー（PCS）等必要な装置をいう。

以上

様式は弊社ホームページに掲載

【掲載先:URL】

https://www.yonden.co.jp/nw/consignment_service/flow/index.html

10kW以上が対象となります。

【ノンファーム接続とは】

・ノンファーム型接続は、新しい電源を接続する際に送電線などの送変電設備の空いている容量を活用することで一部の送変電設備の増強工事を不要とする新しい接続方法です。

・また、これまでのノンファーム型接続適用電源の対象に加えて、2023年4月1日以降に受付を行う電源(10kW未満の低圧を除く)は、全てノンファーム型接続適用電源として取り扱うと整理されました。

【お願い事項】

・ノンファーム型接続となる場合、連系承諾までにノンファーム型接続に関する同意書をご提出いただく必要があります。

(申込時からご提出いただいても問題ございません)

・連系に際して出力制御に対応した機器設置が新たに必要となります。

◆ 支払依頼書の作成方法

支払依頼書

●●年●●月●●日

四国電力送配電株式会社 託送サービスセンター 御中

株式会社●●●●
●●●●

工事費の支払について

●●年●●月●●日付で申込みした下記発電者の工事費の支払いについて、支払者と合意しましたので、下記へ請求していただきますようお願いいたします。

記

発電者	株式会社●●●● (●●●●発電所)		
発電場所	●●県●●市●●町●●番地		
支払者の 連絡先	住所	●●県●●市●●町●●番地	
	名前	●● ●●	
	担当者	●● ●●	
	電話番号	●●●●-●●●●-●●●●	
	メールアドレス	●●●●@●●●●.●●.●●	
請求書の宛名	支払者と同じ・発電者		

以 上

様式は自由様式で可

【支払依頼書のご提出】

・本来は、弊社と契約関係にある発電契約者さまへ工事負担金を請求させていただくこととなりますが、支払依頼書（自由様式）をご提出いただくことで、指定された住所に請求用の振込ハガキを送付いたします。

・なお、決まった様式等はないため、以下の項目を記載ください。

＜必要記載項目＞

- ・発電者名、発電場所
- ・支払者の連絡先（住所・名前・担当者・電話番号・メールアドレス）
- ・請求者の宛先（支払者と同じ場合は不要）

【お願い事項】

・工事負担金が必要となる場合、連系承諾までに支払依頼書をご提出ください。

（ご提出がない場合は、弊社から確認メールをさせていただいております）

① 発調申込書の早めのご提出について

低圧工事申込の場合、電気工事店さまが作成される連系申込書と、発電契約者さまが作成される発調申込書が揃った段階で受付となります。

発電者さまとの買取契約(交渉など)に一定期間を要するとは思いますが、弊社の対策工事の規模によっては連系開始希望日に沿うことができなくなることもあるため、**なるべく早めの発調申込書のご提出をお願いします。**

また、電気工事店さまから弊社に連系申込書が直接提出された場合、お急ぎのご案内に限り、弊社から発電契約者さまに対してメールで発調申込書のご提出をお願いさせていただく場合がございますので、その際はご協力をよろしくお願いいたします。

② 申込後の変更はなるべく少なめに

工事申込後に、パワコンやパネルの型式およびパネル枚数など、申込内容が変更となる場合があります。メーカーさまの機種変更や発電者さまの事業変更なども考えられるため、変更自体は特に問題ございませんが、社内の手続きに時間を要してしまうため、変更回数は極力少なめにさせていただけると助かります。(あくまでご協力のお願いレベルです)

Q 1. 連系開始までに発電買取先が変更となるが手続き方法を教えてほしい。また、同時に発電者名義も変更となる場合のパターンについても教えてほしい。

A 1. (旧)発電契約者さまから取下げ用の発調申込書、(新)発電契約者さまから新規用の発調申込書の提出をお願いします。

また、発電者名義が変更となる場合は、連系申込書等の一式資料も再提出が必要となります。なお、既に工事負担金をご入金いただいている場合は、工事負担金を一度返金し再入金いただくか、もしくはそのまま引き継ぐのかを協議させていただきます。

パターン		発電契約者	事務手続き	
発電契約者のみ変更	変更前	・発調申込書（取下げ）	【お願い】 需要側の名義変更については、 発電者さまから需要側の小売電気事業者さまへ直接連絡していただくよう案内しております	
	変更後	・発調申込書（新規） ・ノンファーム同意書		
発電契約者および 発電者名義が変更	工事負担金を一度返金 →再入金	変更前		・発調申込書（取下げ） ・発電設備の電力系統への連系手続きの中止依頼書（振込先も記載要）
		変更後		・発調申込書（新規） ・ノンファーム同意書 ・出力制御機能付PCS仕様確認依頼書、その他発電者名義が記載されている資料
	工事負担金はそのまま 引き継ぎ	変更前	・発調申込書（取下げ）	
		変更後	・発調申込書（新規） ・発電量調整供給兼基本契約に関する名義変更等申込書（新・旧連名） ・ノンファーム同意書 ・出力制御機能付PCS仕様確認依頼書、その他発電者名義が記載されている資料	

Q 2. 申込を取下げしたいがどうしたらよいか。また、支払った工事負担金は返金してくれるのか。

A 2. 取下げ用の発調申込書、発電設備の電力系統への系統手続きの中止依頼書をご提出いただきます。また、既に工事負担金ご入金済の場合は、中止依頼書に記載いただいた振込口座へ工事負担金を返金させていただきます。

なお、弊社の外線工事が着手された後であった場合、工事に要した費用全額と戻し工事に要する費用を請求させていただきます。

・弊社では、トラブル防止の観点から、外線工事の着手時期について、発電者さまから以下の資料を提出いただいております。

提出資料	目的
工事着手保留依頼書	工事負担金のご入金後、発電者さまのご都合により、すぐに外線工事を着手しない場合にご提出いただく。(弊社は、工事負担金をご入金後、速やかに工事を着手する運用としているため)
工事着手依頼書	外線工事の着手が可能となった場合にご提出いただく。

Q 3. FIT申込を取下げして非FITに変更できるのか。

A 3. 可能です。

- ・FIT → 発電設備の電力系統への系統手続きの中止依頼書
 - ・非FIT → 発調申込書、ノンファーム同意書（連系申込書は引継ぎ可）
- をご提出ください。

また、既に工事負担金をご入金いただいている場合は、Q 1と同様に、工事負担金を一度返金するのか、もしくはそのまま引き継ぐのかを協議させていただきます。

Q 4. 申し込んだ発電設備容量は変更できるのか。

A 4. 可能です。

ただし、契約受電電力が変更となる場合は、再度、技術検討が必要となりますので、回答までにお時間をいただくこととなります。

Q 5. 「系統連系に係る契約のご案内」や「連系開始のお知らせ」は、電気工事店にも送付していないのか。

A 5. 弊社と直接契約関係となる発電契約者さまに回答一式を送付させていただいております。大変お手数ですが、電気工事店さまへ回答内容を情報連携していただくようよろしくお願いします。

時 期	書類名	電気工事店さまに連携いただきたい資料(工事に必要)
連系承諾時 (負担金回答時)	系統連系に係る契約のご案内	<ul style="list-style-type: none"> 出力制御機能付PCS用「発電所ID」の発行について 再エネ制御システムの「初期パスワード」配布について 出力制御機能付PCSの設置完了届
連系開始時	連系開始のお知らせ	—